時事新報

官民の間

兎角疎縁なり斯くては互の情實相通せずして不都合なりとは毎度識者の言ふ所にして我社會積年の通弊なるが如し左れば其情實の相通ずるとは双方互に政治上の關係を離れて私に交際往來の道を開き意に投して往き興に乘じて來り共に花鳥風月の樂しみを與にして物外に悠然たるみともある可ければ或は其相接するの間に人事の要談に及び事業上法律上の議論を上下するみともある可し又或は直接に事に當りて官民の利害を說き表向きに四角張つては互に誤解して情感を傷ふのみかえが爲めに無益に時を費して澁滞す可き處をも談笑の間に辨して以て隔靴の嘆を免かるゝみともある可し是れぞ實に官民交際の功能なる可きに近日の世情を見れば何か政府の官吏が人民と共に談じ共に飮みたりとて恰も人間社會にあるまじき事のやうに喋々する者あり其事情風聞の次第は事に妨なきを限りとして本紙上にも記したる所なれども我輩は斯る風聞の世上に流布するを悅ばざる者なり蓋し彼の喋々論者は徒に人の秘密を公にして自から樂しむに非ざれば直言以て世の風儀を矯正せんとの婆心なる可けれども社會の弊事を矯めて廣く人心の非を正さんとするは易からざるみとにして之を喩へば虛弱なる身體に滋養法を授るが如し要は唯徐々にして怠らざるに在るのみ然るに今世間に一二の風聞ありとて事柄の虛實をも糺さずして輕卒にも風聞に和するに風聞を以てし甚だしきは故さらに風聞を製作して虛を吠へ實を傳へて其事は都て他の秘密に亘ると云ふ矯正の法に非ざるなり人間の生活には公あり私あり表あり裡あり分り切つたる事にして其裡面の私は君子の愼んで言はざる所なるに取留めもなき風聞に雷同して公言憚らずとは性急の甚だしきのみか世の風儀を正さんとして夫子自から先づ之を破る者と云ふ可し近日或は政府部内にも紀綱云々の說あるよし一國の政府に紀綱の大切なるは今更らの新發明にあらず天下の大事に當りて主義方針の動搖を防ぐは紀綱の如何に依るみとにして政府の紀綱兎角不締にして威嚴に乏しとは我輩の夙に憂る所なりしかども今の紀綱論が風に傳ふる世間の評判に誘はれて部内に發生したりとは政府は風聞の爲めに動搖するものにして紀綱論の發生は紀綱なきが故なりと云ふも可なり左れば今回の一事の如き毫も意に介するに足らず政府は政府の行く可き道を行きながら官民調和の一義は常に之を忘れずしてますます交際の區域を廣くし共に語る可し共に飮む可し自由自在に往來して苟も疎縁の瘢なく眼中世上の嫌疑を見ずして天下の人を友とし當局の持病たる蟄居自尊の風習を止めにして男らしく運動せんみと我輩の飽くまでも勸告する所なり但し人生の交際にも自から差等あるみとにして君子の友あり小人の友あり君子は先づ君子に交はりて漸く小人の社會に其交を廣くし小人は漸く君子の邊に近づいて漸く其氣風を高尙にし始めて爰に圓滿なる交際社會を出現す可き順序なれば政府の君子未だ君子に交はらずして先づ小人を近づけ爲めに物論を招くが如きは交際法の得たるものと云ふ可らざるなり

雜報

○懇話會例會の問題　貴族院の懇話會員は每週水曜日を以て例會を開き政務上の打合せ又は種々の相談を爲す都合にて前週の水曜日には會員長谷川貞雄氏の航路擴張に關する談話あり序ながら郵船會社の事にも及びたるを以て何れも其進取の勢に乏しきを嘆じ轉た航路擴張の必要を感じたるものゝ如し次で小澤武雄氏が製鐵事業調査委員として釜石其他の鑛山を視察したる實況談あり是迄鑛の有無に就ては世間に種々の說ありて一の疑問なりしかど小澤氏の實況談に依り同會員は概ね原料に不足なきみとを信ずるに至りたるが如し斯くて又本日午後二時より華族會館に開く例會の問題は狩獵規則に關する談話、外人侵獵の現況、鐵道アプト式の利害等なりと云ふ

○小學校費國庫補助と三派　小學校費國庫補助の問題は思ひの外一般の人氣に投じたるの傾きあり然して政府の方は兎角曖昧にして要烟深ければ國庫補助を熱望する一派も今日に在ては深く望みを政府の方に屬せずして代議士間に力を盡す方針なりといふ而して此の國庫補助を最も熱心に主張するものは國民協會にして自由黨之に次ぐべし現に同黨の總理板垣伯は普通教育を國家の義務として無料授業の說を主張し時機を察て之を實行せんと欲するものなれば今の所謂國庫補助を熱望する一派の說即ち七十餘萬圓の補助說(學齡兒童凡そ七百萬人に對し十錢當りとし就學と不就學とには多少の等差を付する事)に對しては財政上枉げて贊成する迄にして素より本來の希望にあらずとの意見なるよし又改進黨は國庫補助ろの事の精神を贊すれども他に從來主張せし問題あるを以て其金額の次第に依ては贊成する事能はずと云ひ居るもの多しと云ふ

○大坂鐵道奈良柘植間延長線の決議　大坂鐵道會社は豫定の如く去る二十二日午後三時より同地の堺卯樓に於て株主總會を開けり出席株主三百十餘名先づ田邊社長より二十六年上半期間の營業上收支決算即ち已に記載したる通り同期の總計收入十三萬六千九十九圓三十六錢六厘、內諸經費差引純益九萬六千三百五十六圓十六錢三厘、內五千圓積立、千三百九十四圓六十錢三厘創業費償却、千二百圓無給重役報酬、五千圓職員賞與、八萬圓配當金(一株に付二圓年八朱の割)殘高三千七百六十一圓五十六錢後半期繰越金たる事を報告し異議なく原案に可決したり茲に於て臨時會に移り左の延長案を朗讀協議したり

奈良より上柘植まで鐵道線路延長の大意

本會社鐵道奈良より上柘植まで延長の儀は創立當初に於て大坂より大和櫻井を經て勢州四日市に達する鐵道布設計畫の際線路專有の區分に付關西鐵道會社と交涉あり一事頃は即ち四日市上柘植間の線路は關西鐵道會社の專有たるべく大坂奈良間の線路は大坂鐵道會社の專有たるべし又大坂鐵道會社は上柘植其他便宜の地に於て關西鐵道會社の線路に接續するを得べしとの事項を豫定しありしも爾來本會社は梅田官線接續の工事も未だ着手の初項にして他に延長の計畫を爲すまでの時機に達せざりき然るに關西鐵道會社は將に柘植奈良間延長を爲すの見込を以て昨日本會社に向て柘植奈良間接續の上は乘客列車は相互中間乘替を爲さず又乘客貨物賃率は一定し其他の便利をも謀らんとの契約を要求せり故に本會社は其要求に應じ尚加ふるに若し相互既設營業線路に對し他より妨害となるべき鐵道會社の發起あらば兩會社協力して之れが防禦を爲し又將來相互間會社合併等は申出間敷との事項を契約書となし本會社は之を同會社に提出し置きたるに同會社は未だ之れが締約を遷延し居れり所謂近時奈良地方に於て新規鐵道布設の計畫頻々發起あるに際る此に於て奈良線路に對する新の契約書は倍々必要を感ずと雖ども同社は之れが締約に躊躇せらるゝは本會社の甚だ遺憾とする所なり爰に於て本會社は營業の妨害を俟たんよりは寧ろ本會社は進んで奈良柘植間を延長し自から防禦の策に當るの安全に如かずと思料し此に本案を提出し諸君の賛成を得んことを望む所以なり其設計豫算及收支概算は左の如し

奈良柘植間延長線路設計豫算書

一金百八十萬圓　奈良柘植間單線三十一哩建設費

內譯

金六千二百圓	豫測費
金三萬三千圓	工事監督費
金十四萬九千五百五十圓	用地費
金三十九萬八千四百五圓	土工費
金二十五萬三千六百十六圓	橋梁費
金七萬五千圓	コルベルト費
金一萬七千二百圓	伏樋費
金二十九萬七百五十圓	隧道費
金二十八萬千五十圓	軌道費
金二萬七千五百圓	停車場費
金十二萬四千圓	車輛費
金一萬八十五圓	機械場建増費
金六千二百圓	諸建物費
金四萬六千五百圓	運送費
金九千三百圓	建築用汽車費
金六千二百圓	建築用具費
金千二百四十圓	柵垣及境界杭費
金三千七百二十圓	電話架設費
金二萬圓	總係費
金四萬四百八十四圓	豫備費

奈良柘植間營業收支概算

收入之部

一十六萬八千百七十四圓九十五錢　運輸收入

但哩程三十一哩一日一哩十四圓八十六錢三厘

支出之部

一金五萬六千五百七十五圓　經費支出

但同斷一日一哩五圓の割

差引金十一萬千五百九十九圓九十五錢　純益金

右に對する資本金百八十萬圓と假定せば年利六分二厘弱に當る

奈良柘植間收入概算

乘客賃

一金一萬九千三十八圓九十六錢　奈良柘植間乘客賃　上

是は目下官線大坂以西と名古屋以東各驛との間往來する乘客人員一ヶ年凡そ十二萬二千八百三十二人あり故に四日市名古屋間開通し隨て奈良柘植間開通するときは官線乘客の半數六萬千四百十六人は此線路に乘車するものと見做し如此(奈良柘植間哩程三十一哩一哩の賃金一錢の割)

一金三萬四千百四十圓三十錢　同　上

是は勢州六軒より奈良を經て大坂及以西へ陸路往來するもの一ヶ年凡そ十二萬四千九百四人又津以南より草津を經て大坂以西と往來するもの一ヶ年凡そ六萬四千九百二十二人及四日市と大坂以西と草津を經て往來するもの一ヶ年凡そ三萬四百三十四人今奈良柘植間開通するときは此半數十一萬百三十八人ハ此線路に乘車するものとし如此(前同斷)

一金七萬四千二百三十四圓十錢　奈良柘植間新驛分

是は奈良柘植間新設各驛中より乘車するもの既往の經驗に依り凡そ一箇年四十九萬四千八百九十四人の乘客とし平均一人十五哩を乘車するものと見做し一人十五錢の割を以如此

計金十二萬七千四百十三圓三十六錢

貨物賃

一金九百十六圓三十六錢　奈良柘植間貨物賃　上

是は目下官線大坂以西各驛と名古屋以東各驛との間逆出到着する貨物一箇年凡そ五千九百十二噸あり今奈良柘植間開通するときは此半數二千九百五十六噸は本區間に運送するものとし如此(一哩一噸一錢の割)

一金一萬七千七百六十圓八十三錢　同　上

是は目下官線及汽船にて大坂名古屋間逆着する貨物一箇年十一萬四千五百八十六噸今奈良柘植間開通するときは比較上本區間に於て運送する此半數五萬七千二百九十三噸を運送するものとす(一哩一噸一錢の割)

一金三千九百八十圓四十錢　同　上

是は目下四日市及津より大坂以西各驛との間に逆着貨物にして四日市及津草津間汽車便に依りしもの一箇年一萬二千八百四十噸あり今奈良柘植間開通するときは總て本區內に依り運送するものとす(一哩一噸一錢の割)

一金一萬八千百四圓　奈良柘植間新驛分

是は奈良柘植間新設各驛取扱に係る貨物賃金一日百六十噸運送するものとし一哩一噸六十錢と見做し一箇年如此

計金四萬七百六十一圓五十九錢

合計金十六萬八千百七十四圓九十五錢也

以上重役の設計案に對する株主の質議は要するに此線路は政府の命令に基き大坂關西兩鐵道會社が敷設する の權利を有せり然して既に關西鐵道會社が我大坂鐵道會社に交渉の末、柘植奈良間の延線を決議し屢に鐵道會議の議を經たるものなり然るも尙之に向て敷設せんとする理由は如何、果して其理由の存する限は我會社の自衛且權利の爲めには飽迄他を排しても敷設せざるを得ず故に先づ關西鐵道に對する今日迄交渉の結果詳細なる說明あらん事を望むと云ひ又一說は元來此線路は大坂鐵道の專有たる事は政府の命令其他の事實に照すも明白なり然れども關西鐵道會社が已に敷設の出願に對し鐵道會議をも通過したりと聞く果して然らば之に對する我(大坂)……や否若しも……本案は一先……たる上我線……程の紙上に……に關停奔走……る次第を述……て最初關西……復書類を朗……に調印を求……を得ざる次……時の內閣總……令達して同……令書は左の

第一條……大和國今……四日市に……を定むる

第二條……る時は左

一政府……和歌山……井間の……併する・……二政府……格を定……政府に買……たる軌道……め支消せ……右資本金……し其間一……營業開始……年限滿期……超過する……此の命令書……存するが故……に回答せざ……計畫を建る……ば原案通り……にて可決し……大坂湊町停……大坂市の南……せし曾社長

○常備艦……

○渡……

賄……人を謀る者……し其判斷力……ば我ながら……して氣靜……く淺墓な……とも能くれ……ぬが肝腎……某官衙にて……せんと思ふ……可き傳手な……る所となり……鼻下に八字……吹きて人を……友なり某局……るが五藁正